

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成25年4月12日不受理・確定

(第一審・鹿児島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年3月7日判決、本資料262号-53・順号11903)

(控訴審・福岡高等裁判所宮崎支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年9月26日判決、本資料262号-199・順号12049)

決 定

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年4月12日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

当事者目録

申立人	有限会社A
同代表者代表取締役	丁
同訴訟代理人弁護士	松下 良成
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	石村 竜太